

船舶に乗船する皆さんへ

出港前は必ず命を守る救命胴衣を着用しましょう。

平成30年2月1日から、船舶職員及び小型船舶操縦者法が改正され、船長が守らなければならない遵守事項が強化されています。

救命胴衣に関しては、小型漁船を含む全ての小型船舶乗船者に救命胴衣の着用が原則義務化されています。

違反した場合、船長は令和4年2月1日からは違反点数2点（他人を死傷させた場合は5点）付与されます。

累積点数が3点を超え行政処分規準に達すると累積点数に応じて最大で6ヶ月の業務停止の処分を受けることとなります。

※業務停止期間は船長として小型船舶の操縦は出来ません。

※有料の再教育講習を受講すれば免許停止期間を短縮することも可能です。

遵守事項の違反の種類は？

法＝船舶職員及び小型船舶操縦者法

- | | | |
|---|----------------------|-------------|
| 1 | 酒酔い等操縦（法§23-36①） | → 3点（6点） |
| 2 | 自己操縦義務違反（法§23-36②） | → 3点（6点） |
| 3 | 危険操縦（法§23-36③） | → 3点（6点） |
| 4 | 転落防止措置義務違反（法§23-36④） | → 2点（5点） |
| 5 | 発航前検査義務違反（法§23-36⑤） | → 2点（5点） |
| 6 | 見張りの実施義務違反（法§23-36⑥） | → 3点（6点） |
| 7 | 事故時の人命救助（法§23-36⑦） | → 違反点数の付与なし |

救命胴衣未着用は転落防止措置義務違反に含まれます。



※他人を死傷させた場合は、通常の点数に3点を加えた点数が付与されます。（括弧内の点数）

違反点数が付与されるとどうなるの？

着用していれば海に落ちて助かる確立が上がります。



		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

この制度は海中転落による死亡・行方不明事故を防止するために定められたものです。家族や仲間を悲しませないためにも救命胴衣は必ず着用しましょう。



熊本海上保安部 交通課 電話0964-52-3105

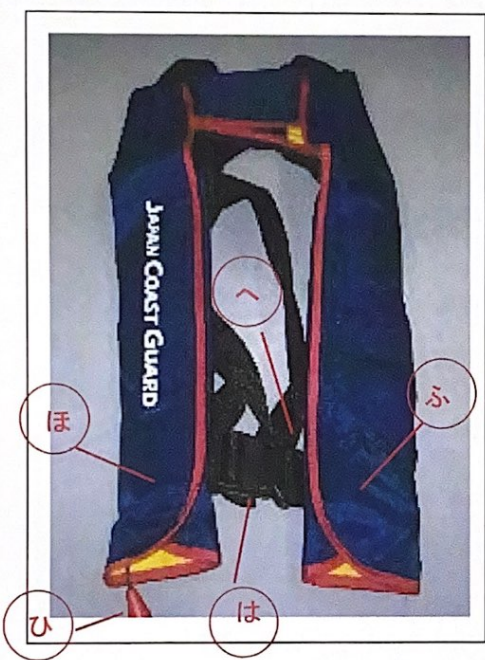
膨脹式救命胴衣の点検 「はひふへほ」

膨張式救命胴衣の点検を！！

マリナーや作業等において使用される救命胴衣(ライフジャケット)ですが、最近はかさばらずに装着できる首掛け式等の膨張式救命胴衣が人気です。

ところで皆さんはこの救命胴衣の点検をされていますか？

海中転落時に命を守る救命胴衣ですが、定期的に点検していないと「イザ」という時に作動しないおそれがあります。使用前には次の点検を実施しましょう！



- は バックルが破損していませんか？
- ひ ひも(作動索)が外に出ていますか？
- ふ 膨らむ本体(カバー布や気室)が破損していませんか？
- へ ベルトが破損していませんか？
- ほ 膨脹装置
ボンベ・安全ピンの取付けは大丈夫ですか？
水感知センサーの交換時期は過ぎていませんか？
また、使用済のボンベや水感知センサーを装着していませんか？ (スプール)

交換目安：

炭酸ガスボンベ 購入後 5年を経過した場合

水感知センサー 購入後 3年を経過した場合
(スプール)



ボンベ

(穴が開いている)



スプール

～自己救命策 3つの基本～

海に落ちても沈まない

ライフジャケット
の着用

1



水中でも大丈夫(防水パックの使用)

携帯電話の携行

2



海のもしもは……

118番の活用

3

